

日高川かわまちづくり協議会規約（改正案）

（名称）

第 1 条 本会は「日高川かわまちづくり協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的及び設置）

第 2 条 協議会は、日高川下流域の御坊市、関係団体及び地元住民と日高川を管理する和歌山県が相互に連携し、日高川~~（御坊市藤田町藤井地区及び吉田地区）~~の水辺に河川空間とまちの空間が融合した魅力ある地域を創出する取組を実現するため、~~今後の方向性及び具体的な手法についての~~検討を行うことを目的に設置する。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会の委員は、別表 1 のほか、委員が必要と認める者で構成する。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表 2 に所属する者で構成する。

3 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、かわまちづくりにかかる各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

（会議）

第 5 条 協議会及び幹事会の招集・開催は事務局が行う。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、**和歌山県御坊市**に置く。

（規約の改正）

第 7 条 本規約の改正は、協議会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑則）

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年10月26日から施行する。

別表 1

敬称略 順不同

所属	役職 氏名	備考
御坊市	市長 三浦 源吾	地元首長
御坊商工会議所	会頭 上西 一永	地元団体代表
御坊市観光協会	会長 高垣 太郎	地元団体代表
日高川漁業協同組合	組合長 大杉 達	地元団体代表
藤田町藤井区	区長 小池 正幸	地元住民代表
出島区	区長 向井 孝行	地元住民代表
和歌山県	日高振興局 建設部長	河川管理者
和歌山県	県土整備部 河川・下水道局 河川課長	河川管理者

別表 2

順不同

所属	備考
御坊市	地元自治体
御坊商工会議所	地元団体
御坊市観光協会	地元団体
日高川漁業協同組合	地元団体
和歌山県 日高振興局 建設部	河川管理者
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課	河川管理者